

平成20年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成20年9月12日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成20年9月18日	9時30分	議長	酒井恵明	
	延会	平成20年9月18日	11時45分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	税務住民課長	安永靖文		
	副町長	古賀徳實	健康福祉課長	岩坂唯宜		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	会計管理者	高木英文	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	教育学習課長	古賀芳博		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		議案の訂正の件
日程第 2	第36号議案	基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定について
日程第 3	第37号議案	基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の 制定について
日程第 4	第38号議案	基山町議会会議規則の一部改正について
日程第 5	第39号議案	基山町監査委員条例の一部改正について
日程第 6	第40号議案	基山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部改正について
日程第 7	第41号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について
日程第 8	第42号議案	基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する 条例の一部改正について
日程第 9	第43号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第10	第44号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 議案の訂正の件

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 議案の訂正の件を議題とします。

町長より議案の訂正の理由の説明をしていただきます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

さきの開会日に上程いたしました議案について、申しわけございませんが、その一部を訂正させていただきます。

第37号議案 基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についての条文の訂正でございます。

基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例、第 2 条中「基山町立小中学校の給食に必要な事業を行う」を「基山町立小学校及び中学校の給食に必要な事業を行う」に訂正をお願いするものでございます。訂正し、御審議いただきますようお願いいたしますとともに、おわびを申し上げます。

議長（酒井恵明君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正の件、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、議案の訂正の件を許可することに決定いたしました。

日程第 2 第36号議案

議長（酒井恵明君）

日程第 2 . 第36号議案 基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

今回のこのふるさと応援寄附基金条例、私はもう少し早くこれ条例をつくるべきだったのかなというふうに思っております。全国的に見て、もう既に寄附をされたという方も大分いらっしゃると思いますし、佐賀県内のある自治体では1,000千円単位からの寄附があったとかという話等もあっております。

そこで、ちょっと私のこの質問ですけども、このふるさと応援寄附基金をつくって、じゃあ片方基山をアピールしなければ、寄附される方もいらっしゃるだろうというふうに思っております。また、逆に言えば、基山に住んである方がほかの自治体に寄附されるということも片方考えられますので、いかに基山をアピールするのかという面では、基山に住んであって、そして都市部で働いてある方で高額納税者の方もいらっしゃるだろうと思います。この辺について把握というのはなかなか難しいかもしれませんが、基山を全国的にアピールするために、何らかのやっぱり企画をしなければならぬのではないかなというふうに思っております。

それからもう一点、関連ではないんですけども、ふるさと応援寄附の要綱のほうで第3条の2ですか、5千円以上の寄附者に対して礼状及び記念品等の贈呈を行うというふうに書いてあります。基山は今日いろんな寄附をされる方がいらっしゃいます。5千円以上寄附の方がいらっしゃるわけですけども、その方に対して別に今日までこういうふうな記念品等はなかったんだろうというふうに思いますけども、その辺との整合をどのようにするのかという中身について執行部の考えを聞かせてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

全国的にアピールすべきじゃないかということでございますけれども、これにつきましては今後ホームページはもとよりですけども、どういった方法で宣伝していくかというのは検討はしていきたいと思っております。今の段階では、ちょっとホームページで宣伝するようには考えております。

それから、寄附のことでございますけれども、他の寄附との整合性ということでございますけど、ちょっと今の段階ではふるさと納税の分だけしか考えておりません。今後そういったことも含めて検討はしていかなければいけないかとは思いますが、

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。大山議員。

9番（大山軍太君）

議員は寄附行為はできないとなっておりますが、例えば親とか兄弟とかそういうところからするとなると、これもなんですかね、何親等ぐらいから寄附はできますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

多分公職選挙法にひっかかるから、議員さんそのものではないと思っております。ただ、親族の何親等というのは多分家族もできないと思うんですけども、ちょっとその辺は調べてお知らせをしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。総務課長、それを調べるのは後日ってということ。総務課長。

総務課長（大石 実君）

後日調べて議員さんの皆様にお知らせをしたいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

このふるさと応援寄附要綱の1ページですが、ちょっと参考のためですが、寄附者への配慮ということで3条の2ですね、5千円以上の寄附者に対し礼状及び記念品の贈呈を行うということで、5千円というのは寄附者に対して礼状と記念品まで贈るというようなことですが、この5千円というのは一般のその近隣の市町村ですね、この金額のとらえ方、5千円というのがちょっと余り低いような感じがしますが、その点何か決まっておればお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

5千円という基準は税額控除が今回できますけれど、その5千円までを超えた分に対して

の税控除ができますから、5千円以上に対して礼状及び記念品等を贈るということでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

この中の第3条の2項ですね、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるというふうに書いてありますが、この目的というのは要するに利息を貯金しようっちゅうことでしょうか。有価証券にかえることができるというのは。基金の中から有価証券を買って、そしてその中から現金プラス利子を加えていって基金をふやしていこうという意図だろうと思うんですが、そんなにまでして基金をふやさなくちゃいけないですか。それだけ信用があるんですか、今有価証券なんか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

いや、これは必要に応じて有価証券にかえることができるだから、もし高金利でそういった状況とかそういうふうになれば、当然有利な方向にかえるべきではないかと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

今の社会保険庁なんかの状況を見ると、こういうことが書いてあると思うんですね。基金を運用して、年金を運用しているんなものを買って投資をして、結果としてその投資が失敗だったというような現実もあるわけでしょう。そしたら、そのときはここに書いてあるように確実に、だれでも確実に有利な条件と思ってやったということでしょう。だから、そこまでしてやる必要があるのかなという気がするのですが。逆に損害を与える結果もあり得るわけやろう。条例で定めるっていうことは、していいっちゅうことでしょうか。有効だと、確実だと考えればしていいと。だから、そのときにはだれでも確実に有利だと思ったからするわけでしょ。だから、そこまでしてやる必要があるのかなあっていう気がするんですが。

もう国債なら国債としたほうがいいと思うんですね。これで株は買えるんですか、じゃあ。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

必要に応じてですから、多分確実なもの、さっき言いますように国債とかそういったものに、もしする場合はそういったものになるのではないかと考えております。ただ、さっきも言いましたように必要に応じてですので、今まで余りそういったことはなかったと考えておりますけれども。一応そういうことでございますので。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

小さいことですが、このふるさと応援要綱の第1条で町の発展を願う町外のものから、これは「もの」は平仮名の「もの」で、「者」ではないので、一般、会社とかそういうからもってということで、この町外というふうに限定された理由をお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

確かに、町内の方もできます。ただ、外にアピールするということで、なるべく町外者の方をお願いをしたいということで、町外についていうことをちょっと強調っちゃうたらおかしいですけど、そういうことでしております。それと、「もの」というのは一応これは個人ということになってますが、ひょっとして企業とかそういった方が、工場とかありませんけれども、そういった方もひょっとしたらされるという方がいらっしゃる場合は、こういう「もの」にしとったほうがいいのではないかとということで、平仮名の「もの」にしております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そこであえて町外とはしなくて、基山町に住んでいる人が基山町のこのふるさと応援のほうに、一般寄附やなくてこの寄附をしたいという方もいらっしゃると思うんですね。あえ

て町外っていうふう限定する必要は何らないんじゃないですか。ここであえて何で町外と、ふるさと納税は町外の人しかだめですよ。町内でも今まで一般寄附をやってたけど、文化事業なりのこういうふうな目的のふるさと納税にしたいと、町内の人。そういうのは一般寄附よりもあえてここで町外と限定する必要は全くないと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この辺はそういうことも一応考えたんですよ。だから、その辺は再度検討をさせていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

検討も結構ですけど、よくその辺は町民の方にもPRもあるでしょうから十分考えて、要綱ですから、まだ訂正できると思いますので、よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。原議員。

11番（原 三夫君）

第2条の内容の5項目があります。

議長（酒井恵明君）

要綱のほうですね。

11番（原 三夫君）続

いや、資料じゃないですよ。条文の条例案です。ああ、済みません、要綱です、要綱。第2条ですね。ここに5項目ほどの事業のそのあれが出ておりますけど、もう少し具体的にされたほうがいいんじゃないかなと。例えば、1番は協働のまちづくり、2番は福祉、3番は地域文化とか、自然環境の問題とか、中身を具体的に、例えば県の場合だってきちっともって具体的にこういう事業こうだっというものをきちっと出してますね。ああいうふうで。だから、もう少し自然環境の保護とか地域福祉の向上といってもいろいろあるわけですよ、内容幅広いわけです。もう少しやはりせっきく寄附される方というのは、具体的にしてもらったほうがいいんじゃないかなという気がするんですよ。その辺の考えはどのように思っ



おられるのか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この第2条の1号から4号までにつきましては、大体基山町の事業を網羅しているものと思っております。先ほども言いましたホームページとか宣伝する場合には、例えば協働のまちづくりにする事業としてはこういうものがありますよと、そういったものを例示しながら宣伝等はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第36号議案の質疑を終わります。

### 日程第3 第37号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3 第37号議案 基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。池田議員。

13番（池田 実君）

条例の中にございます学校給食センター、それから教育委員会、それに規則の中にございます運営委員会、運営委員会の中でも学校長とか学識経験者、いろいろございますけれども、これらの教育長、教育委員長を含めてその権限と責任というのはどういうふうになったんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず、運営委員会の権限と責任でございますが、この運営委員会につきましては規則の中で定めておりますように、給食運営関係をよりよくするための運営委員、あるいはその運営

に対するいろんな事業ということで、権限についてはその運営委員会の中でまた決めていきたいと思っております。管理につきましては、当然教育委員会が管理していくわけでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）

どうも頭が悪いのでぴんとかないんですが、例えばこの運営委員会の中でどなたが責任を持って、その運営委員会を取り仕切っていくのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この運営委員は10名以内ということで考えておりますが、その中で代表を互選して決めていって、その場でいろんな運営をまとめて、まとめてといいますか、その意見を聞きながらよりよい方向にしていくってということで、代表者が一応責任を持つということになります。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）

もう最後でございますけれども、その互選によって運営委員会は会長を選任するということでございますか。じゃその方と教育委員会、あるいは教育長、教育委員長、それから学校給食のセンターにはセンター長っちゅうのができるのでしょうか。そういった方々のそれぞれの権限の委任、それから責任の度合いっちゅうのはどういうふうになるのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

給食センターにセンター長というのは現在ありません。運営委員会でいろんなことが改善すべきことが決まれば、そのことについて教育長に提言をするということで、また提言されたことについては、教育長、それから教育委員会のほうにまた諮問すべきことがあれば、その内容を説明し、改善していくべきは改善していくというふうなつながりになっていきま

す。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。松石議員。

10番（松石信男君）

1点だけお聞きいたします。今度の学校給食センターについてですけれども、この名称についてですが、今まで教育委員会の説明としては学校給食センターではございませんと。共同調理場でございますというような私は説明されてきたらうと思うんですね。だから、そういう給食センター、私のほうは給食センター、給食センターと言ってましたけど、共同調理場ということで非常にこだわられた経緯がここにあったので、何か今度正式に給食センターという名称にされる、それはそれで結構なんですけれども、何か違いがあるのかなと。今のところ共同調理場ということで私たちは理解をしておるわけですけれども、センターに正式にそういう名称にするというのは、何かその辺の理由といたしますか、その辺は何があるのか説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

共同調理場が給食センターにどうして変わったかということでございますが、学校給食共同調理場の設置要綱というのがございますが、正式には共同調理場でございますけど、基山の場合呼び名として給食センターというふうな呼び名でいくというふうに決めたわけでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

ちょっといまいち理解は……正式には共同調理場と。しかし、この条例では給食センターってなるわけですから、給食センターかなと思うんですけど、正式には共同調理場と言われると、ちょっと何かよくわからないんですけども。私が先ほど聞いたのは、今まで共同調理場という名称だったんですよ、ずっと今までっちゅうか、まだあるかもしれませんけれども。給食センターというふうに、こういうふうに条例に名前を変えられたというか、こういうふうに正式な名称になったんですけど、もちろんそれはいいんですよ、それはいいんです

けれども、そこに何か違いのあつとかなあというふうにちょっと感じたので、違いはないということであればいいし、いやこういう大きな違いがあるんですよということなのかどうか、その辺を説明ください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

違いはございません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

今回のこの給食センターの設置は、大きく考えれば今まで3校でされていたのをこの給食センターによってすると。その分については別にいいんですけども、今回大きく変わるのが今までそれぞれ自校式でやられて、すべて職員ないし臨時職員さんでやられていた部分が、今回から条例施行規則の第2条の2、前項の業務について必要があるときはその一部を事業者に委託することができるというふうになっております。それで、現在一部事業者に委託する内容及びどういう事業者に委託する計画なのか、含めて説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

委託を考えておりますのは、若基小学校、基山中学校に配送する分を考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

それだけですか、配送だけですか。それだけだったら、それで結構です。この配送をする業者、多分民間業者だろうというふうに思いますけども、今度給食センターで料理つくって、そして中学校なり若基小学校に、この配送段階で今民間の業者の方に委託させるにしても、安全面を含めて確保できるのかなと。今いろんな問題がはやっているというか、事件が起きています。スーパー食品等に添加物や毒物が混入されると。これが全くないとは言えない面もあるだろうと思いますし、そういう責任管理がどこまであるのかなと。それから、運搬す

る人が健康面を含めて、衛生面含めて健康チェックできるのかなと。それから、受け入れるほうの学校側が責任持って受け入れて、それは先生方になるのか事務員になるのか知りませんが、目を離さずに子供たちの口に入るまでそういうところをチェックできるのかなという心配が今回のこの運搬に関しては出てくるわけですが、この点についてどのようにお考えか説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

運送する人については、当然月2回の検便等は実施いたします。それから、若基小学校、基山中学校においての受け取りについては、町からまた別に臨時等を雇用して受け取りをするように計画しております。自動車等も町で購入しておりますので、そういうのはないものと信じております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

そこまでするんだったら、これ直営でできませんか。私は何でもかんでも今こうして委託とかされる方向で進んでいることに大変疑問を持っておりますけども、やっぱりこういう食の問題、特に給食についてはできるだけ職員の方がやっぱりするべきだろうというふうに思いますけども、今から先いろんな分について、逆に言えば外部委託が出てくる可能性があるんで、その先駆けに私は今回されているのかなと大変心配しているわけです。今全国的にアウトソーシング事業が展開されている部分がありますし、そういう企業もあります。その一環として基山は今回こういう外部委託をされるのかなあとあって、大変危惧しております。できるだけこういう問題については、やっぱり基山町の職員がみずからがするという部分で対応していくべきだろうというふうに思いますけども、どのようにお考えかお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

もっともな御意見だと思います。今いろんな選択肢を考えているところでございます。議員

おっしゃるとおりに、できるだけ安全面を確実に確保したいという観点から、町内の雇用をということをおっしゃってるんだと思いますが、町内の雇用をしたときに果たして雇用ができるかどうか。（「職員みずからって言うてる」と呼ぶ者あり）あ、職員で言ってるんですか。職員はちょっと考えておりません、今のところは。町職員という意味でしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）それはちょっと考えておりません。ですから、雇用するにしても町の中から臨時に雇用する格好になる、それも選択肢の一つですが、果たしてそれがあかどうかということがまず第一疑問点があります。なぜならば、雇用時間も短いし、そのくらいで来てもらえるかどうかとかそういうことがありますし、また検便等もごさいます。それから、その人が休んだときの補充者も必要で、プールしとかないかんという面もあります。それよりも、仮に委託に出して、これは派遣会社からの委託を考えておるんですが、これは保険から検便からユニホームからすべて先方のほうでちゃんと対応すると、全部安全面から対応するというので、そっちのほうがむしろ安全じゃないかなというふうには考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。ちょっと待ってください。（「3回聞いてない、もう一回」と呼ぶ者あり）はい。

2番（重松一徳君）

再度繰り返しますけども、これをするとじゃあ何でもかんでも外部委託なる可能性が私物すごくあると心配してるんですよ。というのは、今小城市、そして今度は嬉野市についてもアウトソーシング企業が入って、今まで臨時職員働いてある方を今度大阪の企業ですけども、そういう派遣会社をつくって、全部そこに派遣会社で1回採用して、そして派遣会社からそれぞれの市に出向させるというふうなことが今全国展開させられるんですね。言われるように、金銭面だけとか考えればそっちのほう有利になるというふうなのがやっぱり片方あるから、そういうふうなこともされてるんだと思いますけども、やっぱりこういう行政の、特にこういう安全面を含めてから大事なところについては、どうしても直営でやるというふうな方向性を持っておかないと、逆に言えばもう職員さんは要らなくて、本当窓口だけ、何か税務とか関係する部分だけ、主要な部分だけいけばあとはもう全部外部委託にして、そしてそこから派遣を来てもらうというふうには、私なってくるんだらうと思うんですよ。それじゃ公共事業を含めて公共の立場としてできるのかなと心配するんですよ。だから、今の段階できちっと基山の方向性もつくらなければならないというふうには思うんですけども、今度

のこの問題がどうしてもこういう先駆けの一つになってきやしないかなと、大変私は心配しておりますし、これは町の今から先の、逆に言えば町の運営にもかかわる大事な中身の部分だろうとも思うんですね。

それで、これは町長のほうに回答していただきたいんですけども、今度の取り組みがこれは特殊な事例なんだと、こういう給食センターをつくって外部委託するのは、特殊な事例なんだというふうなところを、先ほど言われましたように臨時職員ということで採用期間が短いと、そして職員にさせるにはちょっといろんな条件があってできないと。だから、そういう運送会社含めてそういうところに業務を委託するというふうな説明でしたので、これは特殊だ、こういう特殊なんだと。今までずっと臨時職員さん含めて、きのう学童保育の話もしましたけども、そういうところについては今までどおり町として臨時職員さんを町が雇って業務はしていくという部分について、できたらはっきりしていただきたいなというふうに思いますけども、町長の考えお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

委託という言葉、アウトソーシングという言葉も非常にいろいろ取り方もあろうかと思えます。委託すると言えば、もうすべて管理から原材料から何でも委託すると、それが一つの委託だろうと思えますし、しかし基本的なところはちゃんと直営といいですか、私ども町職員でやって、そしてその配送部分、それは安全が確保できれば委託もどうかと、いいんじゃないかなと。そちらのほうが便利であれば、それも選択肢の一つじゃないかなというふうに私は思います。全部が全部委託は一切だめだというような話でもないかなというふうな気がいたしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

給食センターというふうに私は理解しておったんですが、17年に私教育長、町長さんにこのセンター化についての意見を申し上げたような記憶があるんですが、今ようやくわかりました。共同調理場ということと言われて、今のシステムが、課長は共同調理場と給食センターを同じものだとおっしゃったけど、違います。どう違うか、共同調理場というのは調理場

があって、各学校が集まって、それで校長の監督のもとで調理をする場所なんですね。給食センターといったら、今度は町が管理をして出す、給食を与えるセンターが給食センター。日本語というのは、字が違くと内容が違うんですよ。ですから、今教育委員会っていうか課長っていうか、そこで考えてるのは共同調理場だから給食センターという私のイメージにおける責任管理体制はできてないんです。例えば、栄養士が集まる。栄養士というのは県職員で学校長の指揮監督下にある、ですね。それがここへ集まるだけです。だから、共同調理場、あ、なるほど各学校の今調理員を集めてやるんだなと、こういうふうに理解できたんですね。それでも、これが給食センターであれば、給食センターとしての指揮管理体制、運用体制をきちっとしないと、責任が持てないだろうと私は思うんですね。そこらあたりがはっきり出てない。

それからもう一つ、2つ目の質問なんですが、この運用委員会ですかね、おっしゃったんですが、これは諮問機関ですか、スタッフですか。ちょっとこの2つについてまずお答えください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず、給食センターと調理場が違うということでございますけど、給食センター先ほど言いました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、その中の調理場の中の設置とっております。

それと、運営委員会については一応諮問機関といたしますか、先ほど言いましたように協議をいただいて、その提言をするといいますか、教育長のほうにいろんな意見をいただくというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今学校給食法を根拠にとられたんですが、学校給食法はまず給食センターをつくる、共同調理場という概念じゃなくて、まとめてつくってという概念。ですから、それはあくまで教育委員会が管理するよと、これは施設の内容もですね。給食を出すというシステムまで教育委員会が管理するよというシステムになってるわけですよ。それで、各学校長の採用員と



という言い方は失礼ですが、部下が出てきて、そこでお互いに協議して調理するというシステムでは決してないはずです。ですから、そこらあたりがきちっとされないといけないし、私はここで教育委員会がとじてる、その集合体が主語になっていることに非常に疑問を持っているんです。その規則については諮問機関、今諮問機関だとおっしゃいましたが、諮問機関は教育長となっておりますね。その平仄はどうなりますか。平仄っていうのはディメーションっていいですか、次元が合う。こっちのは教育委員会となっていて、何でここは教育長に諮問をするんですか。運用があったら、教育長じゃなくて教育委員会に諮問する、要するに運用委員会は教育委員会の下になるという形になると思うんです。

それから、先ほど回答の中に監査という言葉がありました。監査も運用委員会にやらせるんだという発言されたと思いますが、されたでしょう、さっき、されてませんでしたか。してない。

議長（酒井恵明君）

監査っていう表現は出てません、きょうは。

5番（片山一儀君）続

あってませんか、ああ、わかりました。そういう任務表の問題ですね。そこらあたりが教育委員会の下なのか、ちょっとイメージが、課長のイメージがセンターの運用に関してって話がありましたから、そこらあたりもすっきりしてないですし、それからさらにもう一つだけ質問したいんですが、いろんなところで学識経験者ってあるんです。学識経験者って何ですか、教えてください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

先ほど教育長に提言をするということがと今言われましたけど、これは教育行政の中で教育長は教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属するすべてをつかさどるという言葉があるので、教育委員会が給食センターの運営に関することについては、教育長に提言するということではないのかなというふうに思っております。

それから、学識経験者のことですが、そういう方面にすぐれている方が学識経験者というふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

3回目だと思いますので。学識経験者って内閣あたりで学識となるほど学識経験者だと納得するんですが、基山町で例えば農業委員も学識経験者になってるんですよね。議会が推薦するのを。私は皆さん納得するのかなあと疑問を持ってるんです。だからやっぱり、この給食、教育関係の学識経験者と商工会なら商工関係の学識経験者は違うと思うんです。そのやっぱり基準をきちっと定めておかないと、いいように使われてる。いいですね。

それからもう一つは、今まさにおっしゃったように、私は教育委員会というけど、その実務面の事務局の局長である教育長がここにきちっと座られることが組織が確立することだし、もし給食センターであればセンターの現場というものをどうするかというのを、共同調理場ではありませんから、そこらあたりしっかり、これ付託になるでしょうから議論させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。平田議員が先ほど挙手あってました。平田議員。

12番（平田通男君）

3回しかできませんから、まとめてまず1つ言いますが、先日委員会での説明と違うんですね。本会議で答弁をしてるわけだから、もっとしっかりした答弁をしてもらわないとね。じゃあまず、言いますよ、今回は配送業務だけを委託するとさっき言ったですね。そうですが、そうやないですよ、説明したのは、給食センターを使って、米は基山町のセンターの中の施設を使って、米を炊くのも全部業者に委託するという説明をしてるじゃない。町長、それ知ってあるんですか。今のままの論理から行くと、あなたの今の答弁は配送を委託すると。配送だけじゃないでしょう。給食センターの新たにつくった施設を使って、炊飯器等で何千万円も投資をしてつくったものを、そこで米を炊く業者まで全部委託すると言ってるじゃないですか。全然違う、説明が。だから、本会議で答弁するときもっと慎重にやってほしいと思う。そうでしょう。今の計画では、今度改めてつくった給食センターの新しい米の炊飯をするための施設を使って、それを使う作業の人も、調理員の人も全部委託すると言ってるじゃない。全然違うじゃない、説明が。まず、それだけ最初に訂正してください、そうやないということ。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

課長にかわって私のほうから訂正をいたします。おっしゃるとおり、給食の配送を委託する、配送だけを委託するではございません。間違いなくそのとおりです。せんだっての文教委員会の中でいろんな意見、御示唆をいただきましたものですから、その後教育委員会内でいろいろ調整をしまいいりました。それと、町長部局の意見も聞きながら今調整をしているところで、そういう意味を込めて課長がそのように申したと思います。運送だけということを訂正させていただきます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

2回目ですが、まずこれは町長にお伺いしたいんですが、公共の施設を、給食センターというのをつくって、そこに責任者がいないってことはどういうことなんですか。センター長も置かないと言ってるわけでしょう。じゃあ、ここに条例で給食センターに対する管理とか、あるいは運営とか、これは教育委員会が管理をすると。その管理責任者はじゃあだれですか。そして、しかも運営の中には、これはあくまでもセンターを管理することだけじゃないでしょう。当然12月の予算の中で予算の組み替えが行われて、現在学校に派遣している調理員の人たちはここに持ってくるわけでしょう、当然。そして、今の予算から行くと10款5項の保健体育の中に目をつくって、ここに人件費等の予算に配置をするわけでしょう、組み替えを。そうしないとできないでしょう。公共の施設としてセンターをつくったわけだから、当然センターに働く者の款項目はそこに出てくるわけでしょうもん、12月の段階で補正で。その準備はされてるでしょう、当然。そうすると、今まで町の職員が8人、今度の計画でされるようになっていきます、調理員がですね。町の職員が今まで11人いたのが、センター化することによって8名で運営できるということで、8名そこに。そうすれば、これはセンターに派遣されるわけでしょう。学校に派遣するんじゃないですよ。今まで学校に派遣していたのを1本にまとめたわけだから、当然そこで款項目の中で予算組み替えがなされるというふうに思うんですが、そうなってくるとなおさら、その管理責任者っていうのはぴしゃっとうたっておかないとできないと思うんです。これはもう漠然とただ書いてある。しかも、

改めて一緒に提案されている規則を見ると、だれが責任者かわからないんですよ。そして、きのうの大山議員の質問でもおわかりのように、学校給食費っていうのは保護者負担になってますね。その金額の総額が約7,600千円ですね。じゃあその7,600千円はだれが管理をして、だれが帳簿をつけたり、だれが運営をするんですか。その責任者はだれですか、じゃあ。これも全然定めなくていいんですか、そういうことを。少なくともセンター長を置いて、センター長が一切の責任を持って、そしてそれを管理運営していくべきでしょう。それは運営委員会に任せるからいいとか、そげなでたらめな話はないでしょう。だれが責任を持つんですか、じゃあ。今まで使い込みとかそんなことはあってないけれども、あっちこちでそういうことあってるじゃないですか。せっかくセンターをつくるわけでしょ、今度。しかも、条例までここで上げてきてるわけでしょう。そうすれば当然、そこに管理責任者なり出納責任者なり、そういうものを持っておかないといけないんじゃないですか。文教にこれ付託されるけれども、このままの形で付託されたって審議のしようがないですよ。そこもう一回答えてください。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

条例の3条に、給食センター及びこれに付随する設備は基山町教育委員会（以下教育委員会という）が管理をします。私どもはこの中で学校教育系の係長をその給食センターの責任者と考えております。

それから、先ほどの出納、いわゆる給食費の管理についておっしゃいましたが、これは従来学校においては栄養士が中心になって管理をしておりましたので、今回もこのセンターの中には2人栄養士が入ります。その栄養士にその管理を委託するというか、任せるという格好で、その責任は係長がとると、こういうふうにやっていきたいと思っております。また、現金にしてもほとんどが口座の引き落としでございますから、まず大量の現金が手元に来るということはありませんので、それは従来どおりできるんじゃないかと、このように考えております。

議長（酒井恵明君）

ちょっと教育長、申しわけございません。私聞き漏らしてるかもわかりませんが、先ほどの平田議員の質問で給食費のトータルの7,600千円ですね、これの管理責任者はだれかって

問われたと思います。それと、センター長をなぜ配置しないのかというふうに私はまとめたんですが、質問者いかがですか。（「そのことを答えたつもりです」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。（「両方とも」「答えたんですか、今。今答えた」「はい」と呼ぶ者あり）平田議員。

12番（平田通男君）

私は答えになってないと思いますよ。じゃあセンター長は置かないんですね。管理責任者はじゃあ係長、係長は一切の責任を持つんですね。あなたの今の答弁だったら。一切の責任は係長がすべてを持つ。係長の指揮のもとにセンターは運営されるというふうにとっていいんですか。

議長（酒井恵明君）

平田議員、もう3回終わりましたが、センター長の配置の件はもういいですね。（「置かないからいいです。置かないなら置かないで」と呼ぶ者あり）わかりました。（「後でまたやるから」と呼ぶ者あり）教育長、申しわけございません、どうぞ。

教育長（松隈亞旗人君）

この時点ではセンター長の配置はありません。センターの責任は一応係長が学校教育系の係長と兼務をいたします。だから、係長がすべての責任者というか、そうじゃなくてそのセンターの中の責任をとってもらいますけれども、当然その管理運営は教育委員会にありますから、その事務方の教育長に来るかと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかに。品川議員。

6番（品川義則君）

規則の中に第2条6号ですか、学校給食の経理とございますけれども、給食費は保護者から学校長が集めてセンターに納入するとあります。センターに納入された後の業者への支払いはだれがするのか、だれが管理して責任を持ってするのか。それと、監査はだれが行うのかですね。それと、今おっしゃいました管理責任者は係長ですけども、係長はセンターに常駐されるのか、それともどこにいらっしゃる、庁舎の中にいらっしゃるのか、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず、給食費の支払いでございますが、支払いにつきましては先ほど教育長申し上げましたように、1カ月分をまとめて翌月の10日までに各業者の方に振り込みをするというふうな方法でございます。栄養士が集計をして、栄養士が振り込みをするというふうでございます。

それから、監査等につきましても先ほど教育長が申し上げたように、従来栄養士がしておりますので、今回も栄養士2人が当然支払いしますけど、校長と保護者代表等が監査については従来どおり行います。

センターの係長につきましては……

議長（酒井恵明君）

ちょっと静かにお願いします。

教育学習課長（古賀芳博君）続

係長につきましては、現在は庁舎内のほうにおります。（「いや、そのセンター開かれてからは」と呼ぶ者あり）1月から稼働する予定でございますが、稼働した後も一応係長につきましては庁舎内におりますけど、当然センターにも行くと思っておりますけど、3月ぐらいまでは兼務ということでいきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

どうしても経理のほうですね、お金がこんだけ7,600千円も約1人か、今2人栄養士さんいらっしゃいますけども、将来的には1人になる可能性もあるわけですよ。そういう話も傍聴させていただいた委員会では出ていたんですけども、現金がそこに目の前にないから大丈夫だっていう話じゃないと思うんです。今までいろんなところで不正があってるのは、銀行から引き落とすときにいろんな操作して、帳簿をしてやっておるわけですよ。それは監査をしてもなかなかわからんのですよね、二重帳簿つくったりいろんな業者と一緒にあったりとかして悪いことをするわけです。そういうことが事例としてあるならば、お金に関するこの7,600千円という多額の金額が動くわけですから、もったきちとした経理関係の仕事ができる事務補なり置くべきではないかと思うんです。ましてや、その上にセンター長を置かれないという、係長が時々行くとかということで、現場はこんだけの安全性が求められている給食センターという中において、現場責任者がいないという状況で、では栄養士がすべ

てをするんですか。安全管理もする、納入もする、その選定もする、調理指導もする、献立もつくる、経理もする、それがそんなスーパーマンみたいなことが栄養士ができるわけですか。また、栄養士もこちらで選任はできませんし、県から送られてくると思うんで、そういう方が来られるのかですね。後々いろんな改正をしなきゃいけないということがわかっているならば、始める時点でそういうことを最初からすべきではないでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういうことが想定されていながら、こういう内容の条例規則で始めようという、これを保護者の方にお知らせした場合に、どんだけ安心して子供がこの給食を食べられるかという、私は非常に不安に思われると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

この件につきましては、教育委員会の独断で決めたことでは決してございませんで、この間栄養士、それから調理員等々を含めてまして、特に栄養士とは再三話し合いをしてきております。何とかこれでできるんじゃないかということで、こういうふうに参加するわけですが、一応3月まではこういう状況を見ながら進めて、その間非常に問題点が出てくるのでありましたら、これはそれを是正していきたいと、このようには思っているんですが、全く独断でやっているわけでは決してございません。栄養士にしても、これでいけるだろうということを言っておりますので、そういうことで行きたいと、このように考えております。また、4月1日まではこの運営委員会を発足したいと思いますので、その中でもいろんな意見を聞きながら修正すべきは修正したいと、こういうふうに参加していただくわけですが、何と云っても一番最初に来たのが、やっぱり経費の削減ということは避けて通れません。しかし、食の安全等々もございますので、今議員の皆さん方からいただきましたいろんな御意見を十分に受け入れながら、修正すべきは修正していきたいと、こういうふうに参加しております。

議長（酒井恵明君）

はい、3回目ですね。

6番（品川義則君）

ですから、基本的に3つの共同調理場が集まっただけではないと思うんですよね。新しくセンターをつくって、新しい方法でやっていくというふうに、未知の部分だって私は多いと

思うんです、そういう部分が。だから、今までの経験よりももっと安全には安全を重ねる部分で余っていいと思うんです。継ぎ足していく方法ではなくて、逆に100%、120%の準備をしとって、これは要らないで削って行って安全が守れると思うんです。今の状態ですと、どうも60から70とか80とか、その辺から足らなければそれで足りるだろうということで、その辺のちょっと認識が私とは違うかなと思うんです。ぜひ安全ということに関して十分な配慮をいただきますように要望して終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

少し今まで皆さんが言われたこととダブるかもしれませんが、やっぱり3つの組織が1つになる大きな大事業ということからしまして、この提案の組織図っていうんですか、組織の体系が何か全然はっきりしませんし、組織図も提示いただいてないわけでありまして、やはりそれぞれの権限とか役割とか責任とか事務の流れとか、これは普通常識的には大きな組織が一緒になるときは、そういうものが当然あるわけで、その辺のことをきちっと提示いただかないと、それぞれの回答の中で何がどうなるかなということがもうひとつよくわからないということで、きちっとした組織の形を提示いただけるのかどうか、その辺が1点であります。

それから、先ほどの会計処理の関係でありますけれども、品川議員が申しあげましたように、現金収支がないから本当に怖いというところであります。多分今までのあれはどういう経理をされとったか私何もわかりませんが、単式簿記っていうんですか、収支だけのことで済んどったと思いますけれども、これだけ大きな金額をどのようにこの会計を処理をきちっとして、つけかえとか振り込みとか銀行を通すから余計そういう簿記の経験も含めた方がきちっとやっぱり管理して、監査も月1回か月2回か運営委員会みたいなものじゃなくて、やっぱり外部監査をきちっと、外部監査っていうんですか、監査責任者をきちっと入れると。7,000千円もの金額でありますから、そういうことをやらないと、万一のときにこういうあいまいな体制で業務をやっておいて事故が起こったときに、何も申し開きの立たん組織になるかと思しますので、その2点についてちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。



教育学習課長（古賀芳博君）

組織図につきましても、会計処理、外部監査等について、議員の皆さんからいろいろ意見をいただいておりますので、またこっちでもいろいろ協議をして考えていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

もう一点。

教育学習課長（古賀芳博君）

組織図につきましては文教厚生委員会には出しておりますので、その分を出したいと思っております。

議長（酒井恵明君）

え、文教委員会には出ているわけですね。教育学習課長

教育学習課長（古賀芳博君）

文教委員会には提出しておりますけど、その組織図につきまして指摘が多々言われておりますので、その分についてはちょっと修正等をしなければならないというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

じゃそれは早急に協議しながら修正して提示していただきますように、議長からもお願いしておきます。後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっと勘違いされたら困るんですけど、組織図っていうのはだれがどうするっていう個人名まで含めて、そういうことであるわけではないんで、要はどの仕事の人が何の役割と権限でやるんですよと、そのことがはっきりした組織がわからないと、何も判断できないわけで、人事の周りのことを含めてそういう資料を要求しておるわけじゃないんで、組織がやっぱり合併するときにはもうそういう役割分担をつけるのは普通のことだと思いますので、そのだれが何をするというところが、どういう役割であるんだということがはっきりわかるような組織でないといちょっといかんと思いますので、そのことを要望しておきます。

議長（酒井恵明君）

答弁、今のは。

3番（後藤信八君）

いつまでに出していただけるか。

議長（酒井恵明君）

出るか、はい。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）

条例の6条にもございますように、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が規則で定めると、このようにしております。したがって、この後の今いろんな議員さん方から御指摘を受けました件、内規とか規定というふうな形で再案をつくっていきたいと思うんですが、ここまでにはまだそこまで至ってなかったということでございます。

それから、食の安全について品川議員のほうから何か認識が違うと言われたことには反論をさせていただきます。私も食の安全が一番考えております、あなたと同じです。ですから、人員が豊富にこれができることならどんなにでも配置ができるんですが、最少のところでも最大の効果を上げるためにいろいろ考えてきたわけでございます。それに若干の不備があったということはまことに申しわけなかったと思いますが、これから整備をしていきたいと、こういうふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員、よろしゅうございますか。原議員。

11番（原 三夫君）

この給食センターというものが今回できるということで、この条例によりますとこの管理等運営も教育委員会がやるということになっておりますけど、今までの話をずっと聞いてまして、全く頭をリセットしていただいて、要するに基山町がつくった給食センター、施設整備、その給食センターをつくって、それを一つの会社が新しくできるんだと、設立するんだと、給食センターという会社をですね、企業を。そういうもとの中でつくられたとは思えない条例とかその規則になっておる、全くこれ当てはまってないと私はそう思っております。今先ほど議員のほうからもいろいろ言われておりましたけど、まず私が思うのはこの規則の第2条の2項に一部業者に委託することができるとなっております。私たちもよくいろんな話は今まで伝わってなかったんですが、今、きょうの中で話が来たのは今平田議員が先ほど言われたように、今度新しく建つ給食センターの施設の一部、米飯ですね、飯を炊くところを業者に委託して、そしてその業者が炊いた米を学校に配達すると、ですね、そういう話だったと思います。これ非常に難しい問題がいっぱいございます。管理運営上でもいろんな問題がこういうことをやると、出てくる問題がいっぱいあります。そういうのは全部勉強され

ているのか、調べておられるのかわかりませんが、非常にこれは施設管理運営が難しゅうございます。その点をしっかり考えていただきたいと思っております。責任の問題も出てきます。特に、学校給食におきましては食中毒の問題があります。食中毒が仮に出た場合、その業者も入ってます。どっからどこまでがその責任範囲を決めるのか。例えば、仮に御飯から出らなくても、ほかのどこからおかずから出ても、米飯を請け負った人が全く関係ないということもないと思うんですね。だから、非常にこれは難しい問題を私は抱えておると思っております、今後。それが1つですね。

それと、私は全然教育委員会のほうもまだはっきりいろいろ組織関係がどういうふうな権限を持って、だれがどうやるのか、だれが責任を持つのか、そのさっきの栄養士の問題でもそうですけど、全く決まってないから余りここで言っても無駄じゃないかなと思っておりますけど。1つだけ栄養士の問題でございましたけど、これ7,600千円の年間のお金を現金、いろんなことを扱うということは単式簿記でもなかなか難しいし、複式簿記を使ってきちっと企業会計並みにやっていただかないと困る。そして栄養士が、特に今回地産地消を取り入れてやるということでしょう。地産地消を取り入れてやるということの課題はいっぱいありますね。きょうの佐賀新聞にも載っておりました。地産地消でやったという、地産地消をやると栄養士がどれだけ苦勞するのか。ある一方では、食べる人はいいでしょうけど、そういう苦勞というのがですね。その点も十分おわかりだと思っておりますけど、そういう栄養士の方が会計から献立からすべて中の調理指導とかやっていくという、そういうものも考えたときに本当にこれはもうここで議論するようなまだあれには至ってないんじゃないかと、そういうふうに思っております。これはぜひもう一度考え直して、振り出しに戻していただきたいと、私の意見でございますけど、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

答弁必要ですか。（「ああ、いいです」と呼ぶ者あり）要るということですね。

11番（原 三夫君）

ああ、答弁してください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

まず、委託の件でございますが、先ほどから平田議員からも言われております。御飯を炊

く分を委託するのではないかと、確かにそういうふうな説明をしておりましたが、文教委員の方からいろいろ指摘をされ、また持ち帰り協議をしましたところ、文教委員の方から言われたことが本当そうじゃないかなというふうにこっちで協議した結果、当然搬送については委託をお願いしたいと思っておりますけど、御飯につきましては町で炊きたいというふうに今思っているところでございます。まだはっきりはしておりませんが、私のこれは個人の考えですけど、私は町のほうで炊いて配送したいというふうに思っております。それから……

議長（酒井恵明君）

課長として答弁してください。

教育学習課長（古賀芳博君）続

はい。ちょっと訂正させていただきます。先ほど言いましたように、いろいろ意見をいただいておりますので、どうなるかわかりませんが、どうなるかわかりませんが、そういう方向で町のほうでできるように努力をしてきたいと思っております。

それから、栄養士の先生方が調理、献立、それから調理員の指導、その上に7,400千円相当の金額をとということで指摘いただいておりますけど、これは本当後藤議員からもいただきましたけど、現金を扱わないけん、いろんなことがないということも私も思っております。ですが、先ほどから何度も申しますように、今まで各自校式をやる時、栄養士の先生にそういう支払いまでしていただいております、今回も栄養士の先生といろいろ協議をしてできるだろうというふうな言葉を聞きましたので、そういうふうにやっていきたいということで進めていくようにしております。

議長（酒井恵明君）

文教厚生常任委員会でのいろんな意見、またきょうのこの本会議での各議員さんからの意見等を念頭にしっかり置きながら、また重視して、今後いい方向にひとつしっかり協議していただきますようお願いしておきます。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第37号議案の質疑を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

～午前10時47分 休憩～

～ 午前10時56分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

第37号議案の教育学習課長の答弁の中で誤りっていますか、ミスがあったようでございますので訂正させます。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

本当申しわけございません。先ほど監査の件で私が栄養士が監査をしますというふうに答えておりますが、これは私の間違いで学校長と保護者代表が監査をするというふうに訂正させていただきます。済みませんでした。

日程第4 第38号議案

議長（酒井恵明君）

次に進みます。

日程第4 ．第38号議案 基山町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

質疑と申しますか、全員協議会、その他の必要な事項は議長が別に定めると、こういうふうになっておりますが、地方自治法の104条、これは議長の権限が書いてあります。それから、議会という特色から考えると、この条文は議長が議会に諮って定めるとというのが正しかろうと思いますが、いかがですか。提案者に。

議長（酒井恵明君）

事務局長。

事務局長（宮原 昭君）

提案は議会議員さんのほうからしていただいておりますけど、私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの全員協議会運営その他の事項については議長が定めるという件についてでございますが、これにつきましては全国の議長会のほうから町村の会議規則の改正の標準的な案が私のほうに来まして、その中では別に定める事項としては運営に関しては議会の代表者である議長が定めるというふうなことになっておりましたので、今回そういうふうなことで運営等の必要な事項は議長が定めるというふうにいたしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

議員必携あたりにも書いてあると思うんです。私は著者に聞いたんです。あなた文書規則を見てると。見てませんと、こういう話ですね。参考まで、議会の性格は議員さん皆同じなんですよね。それを統制するのはやっぱり議会で決めないと、議長が勝手に決めるという、勝手に決めることないと思いますけども、それは文言にきちっとあらわさないといけないと私は認識しておるんです。議会議員規則、あの参考は、出した資料はあくまで参考ですから、そこらあたりを精査をしていただかないといけない。だって104条見てください、議長の権限って書いてあるでしょう。あくまで議会っていうのは、この前も議会の編成を出すと言ったけど、議長の部下っていうのはだれか。事務局長以下3名しかおらないんですよ。あとみんな一人一匹狼なんです。委員会制度もあります。それは議会の仕組みなんです。そこらあたりを理解していただきたいと、こう思うんです。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

これ確認含めてなんですけども、第40号議案では費用弁償の関係も出てきますので、ここでちょっと伺いますけども、今日まで全員協議会という中で議案に関する、長からの説明等もある中ですべてが別に、例えばまちづくり基本条例のときの学習会みたいな議員同士でのちょっと学習会というのも含めて、今全員協議会ですべてされてこられたんだと思いますけども、そういうのもすべて含めて今回全員協議会で今後ともやっていくというふうな考えなんですか。今度全員協議会とはまた別に何か議員だけの学習会みたいな形での考えがあるのか、お伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

私が答弁します。

従来の全員協議会とほぼ変わりません、事業的、内容的には。ただ、どうしても学習会等が必要になれば、そのときは全員協議会でもって実施します。よろしゅうございますか。片山議員。

5番（片山一儀君）

まだ回答いただけていないのですが、先ほどの。文書は我々は特別職公務員ですけども、文書で勝負するんですよ。文書できちとこうなっているであろうという話じゃないんです。文書で定めることはきちと定めなきゃいけない。用語を適切に使わないと意思が伝わらないんです。

議長（酒井恵明君）

局長。

事務局長（宮原 昭君）

一応私のほうでこの議案につきましては、内部的に作成をいたしました中では、全国議長のほうからそういうふうな協議の場の運営に関し必要な事項は議会の代表者である議長が定めるというふうなことでありましたので、こういうふうな条文の中にも入れさせていただいております。どうしてもそういうふうなことであれば、また議会の中でお話をされてもいかなと、私が言うのは変ですけど、一応こういうふうなことでなっておりますので、お話的には議員さん同士の中のお話だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

済みません、質問で最後に、ひとつそういうことで議会に諮ってっていうか、全員協議会で諮ってっていうか、そこあたりをやはりきちと議会、議員の趣旨を根本に立ち返っていただけてよろしく願いしたいと思っております。終わります。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

10月1日から施行という形で書いてありますので、そのことも含めて従来の全員協議会っていうのは主に3つ、本会議中の調整のための緊急の全員協議会とか、それから自主的な意見の調整のための全員協議会、それから町が、執行部のほうが意見を聞くための事前審査に当たるような、事前検討に当たるようなもの、大体おおむねそういう形であったと思います。従来の全協をとということでもありますけども、やはり今回費用弁償との関連が出てくるわけがありますので、やはりその辺を厳密に具体的にどのようなことが対象になるのか、その辺のことについてきちとやはりある程度メジャーをはっきりさせていただきたい。例えば勉強

会、本来議員が自主的に勉強しなきゃいけないところまで対象になるのかどうかということになりまして、本当のこの意見調整のための全員協議会がそういう対象になるのかどうかというようなことも含めて、ぜひ具体的に何が対象かということについて施行まで残り時間はありませんけども、その辺のことについてぜひ御提示をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

貴重な意見として承っておきます。10月の、来月の16日に県の議長会がありますので、改めてまたその辺確認させていただいて、はっきりしたラインを出したいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第38号議案の質疑を終わります。

#### 日程第5 第39号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5．第39号議案 基山町監査委員条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

監査委員の一部改正ですけど、この施行日はいつごろの予定ですかね、実際のこの条例が発動するのは。

議長（酒井恵明君）

局長。

事務局長（宮原 昭君）

これは条例改正が議会のほうで議決された以降を予定いたしております。10月1日を予定したいと思っております。（「はっきりわからんけど、そのくらいですね」と呼ぶ者あり）はい。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

今局長が説明されましたけど、小森町長が提案してありますけど、どういうことでしょう



か。提案者に私は質問したはずですけど。ここは条例は小森町長が提案されておるとに、監査委員の実際はそうでしょうけど、まあそれはいいです、大体そういうことですね。はっきり日にちわからないけど、10月ぐらいと。

そこで、私ちょっと疑問に思うのは新しく地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されましたですね。それに基づいて監査委員の職務権限が加わったということのようですが、もし10月1日にこの条例が施行したとすれば、今月の9月8日に瀨田監査委員さんと後藤信八さんに基づくこの監査報告ができるわけですね。9月8日に町長に対して。ということは、条例はこの条例の追加職務権限を新しく追加するのは、10月1日しか施行しないわけですね。しかし、もう既に監査委員の職務権限が付されてないのに、この監査意見書が出ているということはこの法的にはどういうふうになりますか。

議長（酒井恵明君）

局長。

事務局長（宮原 昭君）

その件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律ですね、それが平成19年度に成立いたしております、国の法律は。その中で読み上げてもいいですけど、いろんなことについては監査委員の審査に付しその意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ健全化判断比率を公表しなければならないという法律が出ておまして、実際のこの法律の施行日は平成20年4月1日から国の法律は施行されておりますので、その法律に基づきまして今回公表したということで、この件につきましては今後來年からのことについては1カ月以内に公表するというようなことで、監査委員に付されたときには30日以内に意見を付して町長に送付しなければならないというようなことで、するようにいたしております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

だからですよ、もうことしの4月1日から施行するとなっとるわけよ、法律が。うちの条例が10月1日からでしょ。だから、なぜ4月1日から施行にしなかったんですかと私は聞いてる。だから、この条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するとこの附則を変えない限り、これは監査委員からの審査報告は職務権限外を審査報告を提出してあるということ、これは監査委員さんが無効にならせんですか。だから、施行期日をこの条例は公

布の日から施行し、平成20年4月1日、9月1日でもいいですけどね、これにこの9月20日前にこの条例を遡及適用しないと、この条例が有効といたしますか、4月1日から法律が改正してるんですから。うちの条例がそれに基づいて10月1日から半年間おくれるということは、健全化法っていう法律に対して違法な取り扱いっていたしますか、監査委員のこの報告の無効性もあるし、だからこれ附則を遡及適用しておかないと、この条例が失効といたしますか、何で4月1日から適用すると書けばいいんですよ、これ、規則に。そうせんと、10月1日からしかこの監査委員の職務権限が出ないんですよ。わかりますかね、私が言っているのは。

議長（酒井恵明君）

局長。

事務局長（宮原 昭君）

これは国の法律でこういうふうになっておりますので、一応公表につきましては4月1日付で国の法律はそういうふうになっておりますので、町の条例改正につきましては若干遅くしておりますけど、今後の来年、来年ちゅうとまたですけど……（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっとまだ答弁。

事務局長（宮原 昭君）続

一応そういうことで今回の改正はいたしております、確かに遅くはなっておりますけど、そういうことがなければですね……（呼ぶ者あり）いや、できないということはないと思います。監査は法律ではしなければならないというふうになっております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

局長が非常にされておるのはわかりますけど、ということになると今の4月1日から法律が改正してるから、これは10月でも来年でもいいというふうになると、これ条例改正しなくてもいいというふうになりますよね。だから、遡及ですから、不利益不遡及で損ちゅうか、マイナスとか不利益を受ける場合はさかのぼっちゃだめですよ。だけど、こういうのはさかのぼっても不利益にはならないもんですから、当然4月1日から適用するという附則でここに遡及の手続を入られんと、9カ月間の空白で職務権限外のことを監査委員さんはされたちゅうことになりますから、当然戻るべきと思いますけど。

議長（酒井恵明君）

局長。

事務局長（宮原 昭君）

これは県の議長のほうから一応いろんな資料をいただきまして、今回改正をいたしておりますけど、その中にはこれは書いてありますことをちょっと読み上げたいと思います。附則の規定の仕方ですが、9月議会に条例改正を提案したとしても特段の経過措置は必要ないと思われまます。決算審査意見の提出を同步調で健全化判断比率等の審査の意見書の提出を行うこととなるものと思われまますというようなことでありましたので、今回は施行の日はこの条例が議決された後にということで考えております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

きのうからずっと根拠について聞いてるんですが、今鳥飼議員がおっしゃったことが議長会から来たからじゃなくて、上が変わったら、憲法が変わったら全部変わらなきゃいけない。それがおくれた。おくれることはあるんです。だから、これは遡及ということがあるわけですから、それでぜひやられないと本当におかしなことになるんですよ。言われたからやるんじゃないで本当はやらなきゃいけない、条例が変わったら、法律が変わったら。そこらあたりしっかり認識していただきたい。

それからもう一度、今度は議長にお願いします。いろんな後ろから声が出るんですが、議長は議場の統制があるわけですから、手を挙げて言っていただくように統制をしてください、お願いします。

議長（酒井恵明君）

はい、わかりました。一言注意をいたしておきます。発言者もそれこそ本会議場、厳粛な中の議会でございますので、私語は謹んでいただきたいということを申し述べておきます。

松石議員。

10番（松石信男君）

私語はもちろんそりゃ慎まなきゃいかんとそういうふう思うんですけど、やじといいですか、それはあって当然だと思うんですよ。そこまでどうのこうの議長のほうからちゅうのは、いかなもんかと思われまますけどね。

議長（酒井恵明君）

議長は私語をと申したつもりです。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次に進みます。ないようですので、第39号議案の質疑を終わります。

#### 日程第6 第40号議案

議長（酒井恵明君）

日程第6．第40号議案 基山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ございませんか。ないようですので、第40号議案の質疑を終わります。

#### 日程第7 第41号議案

議長（酒井恵明君）

日程第7．第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

先回基本条例策定委員会的时候には条例を設定をされて、この委員のしてあるんですね。ところが、第41号議案の災害時要援護者避難支援計画策定委員会とか男女共同参画プラン策定委員のこの条例の規定はあるんですか。こういうのを設けるよっていうやつが。それがなくて、この委員がぼんと報酬だけ出てくるんですかね。お答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この委員につきましては、地方自治法の203条1項の調査会等の委員、その他の構成員ということでありまして、その中の5項によりまして報酬費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないという根拠に基づいて……（「もう一度根拠を教えてください」と呼ぶ者あり）はい……（「もう一度」と呼ぶ者あり）203条の1項

の……（「何の203条ですか」と呼ぶ者あり）地方自治法です、済みません、地方自治法です、の調査会等の委員、その他の構成員ということでしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

それはすべて同じなんですよ。だから、そのこういう委員を設けるよという条例を、この前企画政策課長から基本条例の策定委員をちゃんと設けるよという条例が提出されたと思います。その規定があって、そこに基山町のこういう委員の報酬は幾らにするよということが手順を踏まれたわけです。今回その手順が踏まれてないんです。自治法では決まっています、委員払うってことは決まってる。それをどの委員に払うかということはこの前は企画政策課長はちゃんと手順を踏まれたわけです。今回その手順がないじゃないですか、根拠がないじゃないですかと言ってるんです。この災害時要援護者避難支援計画策定委員会の委員、あるいは男女共同参画プラン策定委員会の委員を設けるという条例があるんですかと私は聞いてるんです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

これにつきましては、設置要綱等を作成していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

企画政策課長はちゃんと手順を踏まれたわけですが、要綱っていうのはだれが決めるんですか。議会で決めないで議会に予算を決める、設定するんですか。手順が全くおかしくないですか。ちゃんとこういう委員を設けるよという条例があって、その費用がこうだよっていうのは、それは費用を出すということについては地方自治法に書いてありますね。議員とか何かも書いてあるわけですから、そりゃわかるんですよ。もうここ全部がごちゃごちゃになってる。しかも、町の執行部の中で企画政策課長はちゃんと手順踏んでいるのに、総務課長は手順踏んでないじゃないですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

先ほども言いましたように、地方自治法203条の1項と5項に基づきまして基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて今回提案しているに基づいて報酬を支払うようにしております。（「回数を超えますけど、もう。今だからどのものに払うかということに決めてなくて、何でですかと言ってるんですよ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

片山議員、ちょっと待ってください。3回終わってますから。

5番（片山一儀君）

いや、だから申し上げた。

議長（酒井恵明君）

いや、なれば特別に議長の許可を受けてください。

5番（片山一儀君）

済みません、はい、許可なく。

議長（酒井恵明君）

じゃあ、もう一回だけ許可します。

5番（片山一儀君）

自治法には何と何と書いてないんですよ。だから、それを何をするかっていうのは基山町の中で議会で決めなければいけない。そういう委員会をつくるよということを。課長はそう要綱って言うけど、要綱ってだれが決めるんですか。議会にかかるんですか、かからないです。規則もかかりません。規則で基山町の議会で決めたことに対してこの報酬は幾らですよっていうのは、やっぱり議会にかかってくる。これ当然の手順。その一方の課長はちゃんと踏まれているのに、総務課長、筆頭課長が踏まれてないのは何でですかと私言ってあげてる。これで終わります。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今先ほど述べたとおりしかちょっと私のほうとしては答えられないと思っておりますけど、何遍も言いますけれども、地方自治法の203条の規定によりまして、根拠としてそれで今回

の条例を上程をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第41号議案の質疑を終わります。

#### 日程第8 第42号議案

議長（酒井恵明君）

日程第8 第42号議案 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

これはうちの委員会ではありませんので、お聞きをいたします。

今まではその資料に書いてあるとおり、町議会の同意を得て、それを町長が委嘱するという格好にずっとなってきたわけです。これが今回削られたということで、これ提案理由を見てもみますと議会の同意を得るようなものではないと、これは。というふうにわかったということなのか、そういうふうに変ったのか、その間。今までずっとやってきておりましたけど、それは間違いでございましたと。間違いでございましたというか何というか、その辺のこの削る理由、ちょっとこれを説明ください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今松石議員さん言われたとおり、議会の同意を得る必要がないということで今回一部改正をお願いしております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そういうことだろうというふうには思うんですが、ではそれではそしたら今まで議会がそういうようなやり方をとってきたというのは、正当ではなかったという形になるわけですよ

ね。そりゃ私たちも勉強不足でもあつただろうと思うんですが、どこでどうこれ気づかれたわけですか。そういうふうなことがどっからか聞かれたとか、どうしてまたそういうふうな判断をされたのか。ちょっともう一回、なぜ削るということで判断された理由ですね。今までずっとやってきよったんですよ。もう議会の同意は要りませんということなんですよ。だから、そこは何ですか。今までやりよったから。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

今まで議会の同意を得ておりましたけど、こういうふうな議会の同意が必要ないというのを聞きましたので、調べたところもう本当になってなかったの、今回もう今までが間違っただうのこののじゃなくして、そういうふうな調べたところ書いてありましたので、今回一部改正をお願いしております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

町長にお尋ねします。

第42号議案のこの中に町会議員2名と、こういう話が入ってます。それから、学識経験者って2名が入っています。きのう答弁の中でこういうあれはちょっとという話がありましたが、あれは答弁があつてからこれでもう先に出されてますから問題と、それから学識経験者っていうものですね、基準を教えてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

まず、こういう委員会なり審議会なり、そういうことに議員さん方がお入りになるということ、きのうもそのお尋ねがあつたわけでございますけども、それは好ましいことではないというようなそういう解釈の仕方があります。したがいまして、私もそうなのかなという気がいたしておりますけども、しかしこれはあくまでも議員さん方との関係でもございますもんですから、その辺のところでも前にも申し上げたと思うんですけども、議員さん方とまた話し合わせていただいて、改正するなら改正するというようなことに持っていきたいというふ



うに思っております。一つ一つどうっていうことじゃなくて、いろいろな全般的なものを上げて検討して、もしそういうことになれば新年度からでもまたどうするかというようなことを決定づけていきたいというふうには思っております。

それと学識経験者、これは確かにそれじゃいかんと思いますけども、ちょっとあいまいな言葉かなという感じは私も思っております。しかしながら、今私が思いますのは豊富な経験と、それからそれなりの見識を持たれた方、その辺を指しているのじゃないかというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

いみじくも今町長おっしゃったように、議会との関係とか議員さんとの関係というか、これはうまく行政から議員が戦略的に取り込まれた形であると、こういうふうな理解ができるわけで、いやすごい町長おられたなど、議会の懐柔する政策として黙って議員を取り込んでとこういう話には私は理解した。これが議員さんがやることじゃなくて、私そういうこと自体が、この会自体はあると思うんです。

それから一つは、まさに学識経験者ってというのは非常にスケールが多種多様にあると思うんです。したがって、このときはこれはダブルスタンダードであろうとトリプルスタンダードであろうと、同じ学識経験者って言葉ですけども、そこにはやはり執行部のきちんとした考え方があってほしいなと思うわけです、一つ一つについて。これはもう町長が委嘱されるわけですから、町民が納得できる学識経験者というものをですね。この前もあるところから何だこれはという意見が届きました。これはお手盛りの指名じゃないかと、もう細部は申し上げませんが、そういう意見がありました。したがって、町民の方が納得できる、あ、なるほどという納得できるものですね、これからぜひとられていただきたいということをお願いして終わります。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっと少し似たような質問になりますけども、この議員、町会議員2人ということ、なぜこの町会議員なのかということについて、特にこの育英資金、これはほかの委員でも国保、

要はお金の運用に関する、育英資金は町予算に直接かかわっておる、別の基金のあれでなりますけども、要はお金の運用に関する問題に議員がかむということについての、だから公平性を保つために入るのかと。あるいは、そのことによって逆に公平性が云々ということについての、非常にちょっと私このことについては疑義がありまして、6月に鳥飼議員がいろんな法定以外のあれを提案したばかりの後のこの提案について、どうしてもそのことも含めて検討いただけなかったんかどうか。町長ももともと疑義があるというふうに言われておるわけでありまして、せっかくの改変の機会にこの対象のものについても検討いただいたらよかったのかなというふうに思います。特に、このなぜ議員なのかということについて、その辺の思いを聞かせていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

先ほどもちょっと申しましたように、議員さん方とのいろいろもあるし、それからトータル的にやはり考えていきたいということ、それから一部には私どもももうこの際こういうことを提案するんだったら、もうそこまでというような考え方もあったわけでございますけども、今言いますようなことでほかとの関連というようなこと、そういうことで今回はとりあえずはこの議会からの推薦ということを外させていただきたいという提案をいたしております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

そのことはわかりました。ただ、この育英資金の運用委員会でありますんで、お金をどう運用するかという、どう貸し付けてどう回収するかという非常に言うてみたら債権とか事故とか、そういうことも絡む内容であります、この内容は。お金にまつわる話でありますから。その辺で運用委員会が何か事故あるときに、じゃ運用委員会の人責任持つんですかというような形にもなっちゃうわけで、ただ意見を求められる企画とかその他協議する協議委員会とは全然ちょっと意味合いが違うと思うんで、その辺のことも含めてそのものに議員が入るのがいいのかどうかを今後十分に検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。平田議員。

12番（平田通男君）

総務課長にお尋ねですが、今回こういう形で育英資金の貸し付けに関する条例の一部削除ということで出てるわけですが、ほかにはこういうのはありませんか。ほかにはこういう同意を必要としないというものはありませんか。それ十分検討されて出されてるわけでしょうね。（「議会の」と呼ぶ者あり）議会の同意を必要とする事項ではないからでしょ。だから、そのような同じようなそういうものはありませんかと。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

中には覚えておりませんが、あると思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

突然教育委員会からこれは出たわけですか。そうやなくて、そちらで検討されて出たんでしょう。条例は、条例については。だから、ほかにはありませんかって聞いている。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

町長が出しておりますけど、原文としては教育委員会のほうから提出はしてもらっていません。

議長（酒井恵明君）

もう一点、ほかにはないかっていうことを問われてますよ。総務課長。

総務課長（大石 実君）

ああ、済みません。ありません。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第42号議案の質疑を終わります。

日程第9 第43号議案

議長（酒井恵明君）

日程第9 第43号議案 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

なしというふうな声も出てますが、総務委員会にこれかわる分ですので、その中でと、詳しくはやりたいというふうに思っていたわけですけども、ちょっと幾つか説明はありましたが、よくわかりませんので、済みませんが確認をさせていただきたいと思います。

まず1つは、今度証券税制の改正に伴う分です。今まで本来は住民税と合わせて20%の課税というのが10%で来ていたわけですね。もうこれが今年度廃止になるということ。しかし、しかしと、来年度と再来年度、21年度と22年度ですが、この2年間に限っては500千円以下のこの株の譲渡益及び100千円以下の配当益については、10%でいきますよと、従来の今までどおりということなのかということが1つですね。

それともう一つは、年金からの個人町民税、住民税の天引きについてです。来年10月からすると、やりますということで、年金者が月額15千円以上の人はその15千円の年金から差し引きますよと、以上の年金からというふうな提案だろうと思います。そのことです。それとの関連で、今年金から天引きされているものがありますよね。で、何と何と何があるのか。私の知る限りでは、介護保険料が年金から天引きされています。それからもう一つは、このごろ問題にありました75歳以上の方に限ってでございますが、後期高齢者医療費の保険料、それから国保税、国保税も後期高齢者の分ですかね、引かれていると。それに加えて、今度町民税も引くということで、私非常に年金がもうこのままになると少なくなるという心配をしておりますけども、そういうことになるのかどうかですね。

それと、それとの関連で、今の基山町の個人住民税の徴収率ですね。これはきのうどなたか同僚議員が相当あれされとったわけで、鳥飼議員やったかな、ちょっと忘れましたが。98%か99%かと言われておりましたが、何%なのかですね、その辺お聞きをしたいと思いません。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

それでは、お答えいたします。

証券税制につきましては、議員仰せのとおりでございます。今まで2分の1の税率でございましたけども、特例として上場株式の譲渡益の500千円未満、それから配当所得については2年間の特例措置として、21年、22年まで特例措置として実施されるということでございます。

それから、年金につきましては仰せのとおり年間18千円未満の方は個人住民税を徴収すると。これは基本的には介護保険の……（「以上」と呼ぶ者あり）以上です、以上です。これは基本的には介護保険の特別徴収と何ら変わりません、要件として。そういうことになっております。ですから、介護保険の特別徴収受給者ですかね、を外れた場合には年金の住民税の特別徴収も外れるという仕組みになっております。

それから、年金から差し引かれる分、この分につきましては先ほど言われました介護保険料、それからあわせて国民保険税、これは後期高齢者も当然含むと思いますが、それともう一つ所得税がございます。今までですね。

それとあと、徴収率でございますけども、個人の住民税に係る19年度の徴収率といたしましては98.9%でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっと聞きたいんですが、個人住民税のその特別徴収の件でありますけども、この対象年金ですね、老齢基礎年金等というふうになっておりますけども、この対象年金は遺族年金とか障害年金とかその他年金にはたくさんの種類がありますけども、対象年金についてちょっと教えてください。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

これはあくまでも基本的には老齢基礎年金でございます。あとは共済年金等もございますけども、すべて基礎年金が一本化されてるというふうに思っておりますけども、あと障害者年金とか遺族年金、これは対象外でございます。そして、ほかに給与所得、それから年金所得とかある場合は、その分を所得に案分して年金分の所得については年金から、それから給与については給与からということになっておりまして、2本立て、あるいはまた分譲所得とかある場合には3本立ても十分考えられる要素になっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

今度新しく始まる寄附金控除ですね、資料の38ページですね。できましたら、ちょっとここ説明をわかりやすくひとつお願いします。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

それでは、大体見ていただければおわかりであると思うんですけども、一番基本になりますのが37ページをごらんいただいて、ちょうど中ほどでございます。控除の計算方法というのがございます。これが一番みそでございますけども、その下の欄に の額、要するに特例分ですね、寄附金の10%は無条件に控除しますよと。その残りの90%、そして横にございますけども、0から40、これは所得税で控除される分ですね。当然所得税も控除がございましたので、一方的に住民税から出しますと寄附金以上の控除になってしまうと。ですから、それを合わせた分です。しかし、これにつきましては個人住民税の所得割、この方の場合は293,500円ですね。次のページですね。ですから、その1割が限度ですよということです。ですから、10千円寄附していただいたからといって、5千円が最低限度がききますけども、95千円ではございませんと。これはなぜかと申しますと、例えば東京あたりの地方から来られた方が全部ふるさとに寄附をされたと。東京は住民税は100%すると、もちろん入ってこないわけですね。ですから、大都市等に向けた配慮であるということでございます。ですから、この方の場合は寄附金は40千円されたとしても、31,500円ということです。ちなみに、

700千円で10千円寄附されると、所得税と合わせて寄附金の控除額は65,700円程度になります。ただ、これはアバウトな計算方法ですので、この個人住民税の額はお一人お一人違いますので、幾らというのはちょっと特定できませんけども、大体平均的な基礎控除とか扶養控除とか引いた場合、700千円で扶養が2人、奥さんとまた子供さんが2人おった場合で10千円を寄附されたときには65,700円、所得税と合わせて控除をされますということでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第43号議案の質疑を終わります。

日程第10 第44号議案

議長（酒井恵明君）

日程第10．第44号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

第44号議案が出されておりますが、提案理由。大体議案を提出するときは提案理由を説明いただくことになってるんじゃないかと思うんですが、提案理由はこれ何でしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この委員さんにつきましては、10月に任期が参りますので、再度お願いしたいということをお願いしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

理由はよくわかる。私は手順を踏んでいただきたいというのがお願いでございます。提案をするときには、きちっとよろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第44号議案の質疑を終わります。

本日は以上をもって延会といたします。

～午前11時45分 延会～